私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（掛金の割合） **第三十五条の二**　施行令第二十九条に規定する掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合については、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。 一　法第二十二条第二項に規定する掛金　施行令第十三条第三項に規定する範囲内 二　法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金　千分の十五を超えない範囲内 ２　前項第一号に掲げる掛金のうち福祉事業に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三を超えない範囲内とする。 （ディスク等による手続） **第四十条の二**　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。 ２　前項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。	（掛金の割合） **第三十五条の二**　施行令第二十九条に規定する掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合については、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。 一　法第二十二条第二項に規定する掛金　千分の三十から千分の百二十の範囲内 二　法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金　零から千分の十五の範囲内 ２　前項第一号に掲げる掛金のうち福祉事業に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、零から千分の三の範囲内とする。 （ディスク等による手続） **第四十条の二**　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。 ［項を加える］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十六号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項及び独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

第一条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定の効力の停止等） **第十八条**　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。 一～四　［略］ 五　適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める停止の区分に該当するとき。 六～九　［略］ 十　前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。 ２　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。 一～四　［略］	（認定の効力の停止等） **第十八条**　［同上］ 一～四　［同上］ ［号を加える。］ 五～八　［略］ 九　前八号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。 ２　［同上］ 一～四　［同上］